

2016年5月24日

各位



会社名：株式会社メッセージ  
代表者名：代表取締役社長 佐藤 俊雄  
(JASDAQコード番号：2400)  
問合せ先：経営企画部長 石部 啓二郎  
電話番号：086-242-1551

### 業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、2016年5月20日の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2016年6月29日開催予定の第19期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 導入の背景および目的

当社取締役会は、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆さまのご承認を頂くことを条件に本制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。これは、当社の取締役の役員報酬と、当社の親会社である損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社（以下、「親会社」といいます。）の株式価値との連動性をより明確にし、親会社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としたものであります。

##### 2. 本制度の対象者

本制度の対象者は、取締役は2名（取締役会長・取締役社長）です。

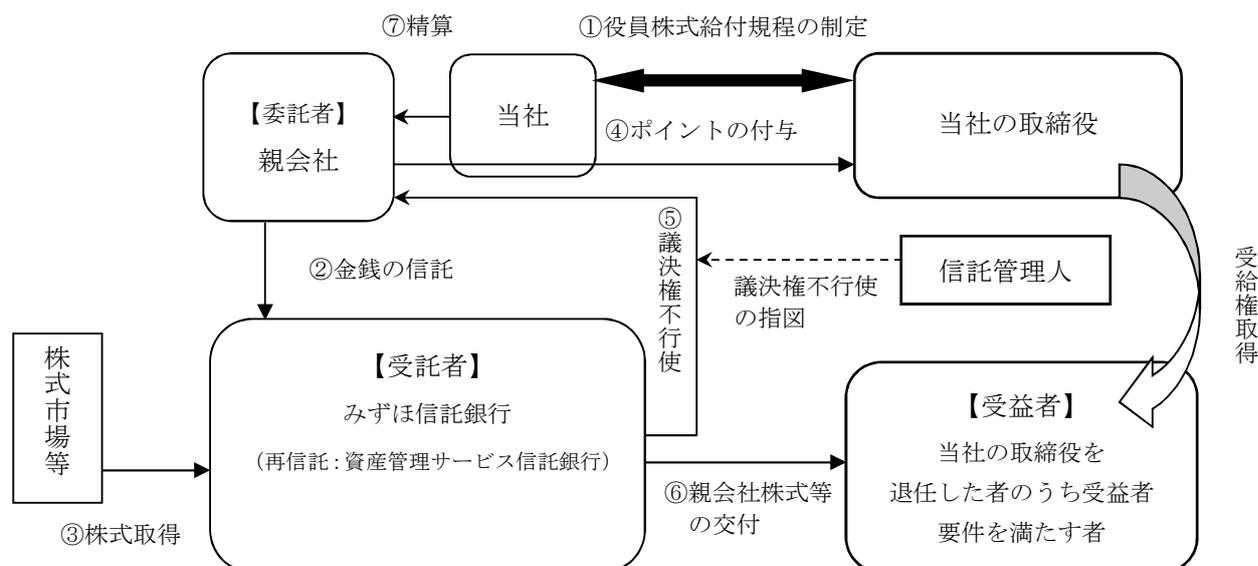
##### 3. 本制度の概要

###### (1) 本制度の概要

本制度は、親会社が拠出する金銭を原資として同社株式（以下「親会社株式」とい

ます。)が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社の取締役会が定める役員株式給付規程に従って、親会社株式および親会社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「親会社株式等」といいます。）が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度であり、当社の取締役が親会社株式等の交付を受ける時期は、原則としてその退任時とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 親会社は、金銭を信託します（以下、かかる金銭信託により設定される信託を、「本信託」といいます。）。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、親会社株式を、株式市場を通じて又は親会社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 親会社は、「役員株式給付規程」に基づき当社の取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社および親会社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の親会社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、当社の取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた親会社株式を交付します。ただし、当社の取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、親会社株式の交付に代えて、親会社株式の時価相当の金銭を交付します。

## (2) 信託期間

2016年8月(予定)から本信託が終了するまで(なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、親会社株式の上場廃止等により終了いたします。)

## (3) 当社の取締役へ交付される当社株式等の具体的な内容

親会社は、各事業年度に関して、当社の取締役の職務内容や責任等に応じて当社が予め定めた役位別の基準ポイントをもとに、親会社株式の株式価値および親会社の連結業績をマーケットと対比して計算される数のポイントを当社の取締役に付与します。

当社の取締役に付与される1事業年度あたりのポイント数の合計は、6000ポイント(親会社株式6000株相当)を上限とします。これは、現在の当社役員に対する役員報酬支給水準等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当社の取締役に付与されるポイントは、下記(4)の親会社株式等の交付に際し、1ポイント当たり親会社株式1株に換算されます(ただし、本株主総会における株主の皆さまによる承認決議の後において、親会社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、当社の取締役に付与されるポイントは、当社が定める基準ポイントをもとに親会社が計算し、決定するものとします。

## (4) 当社の取締役に対する交付時期

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該当社の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されたポイントを累積した数に応じた親会社株式について、原則として退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、親会社株式の交付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により親会社株式を売却する場合があります。

## (5) 議決権の取扱い

本信託勘定内の親会社株式にかかる議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の親会社株式にかかる議決権の行使について、親会社の経営への中立性を確保することを企図していません。

#### (6) 配当の取扱い

本信託勘定内の親会社株式にかかる配当は、本信託が受領し、親会社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する当社を含む親会社グループ全体における本制度の対象者に対して交付されることになります。

#### (7) 信託終了時の取扱い

本信託は、親会社株式の上場廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、親会社株式については、全て親会社が無償で取得した上で、親会社の取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(6)により当社を含む親会社グループ全体における本制度の対象者に給付される金銭を除いた残額が親会社に交付されます。

#### 【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託（BBT）
- ②委託者：親会社
- ③受託者：みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- ④受益者：当社を含む親会社グループ全体における本制度の対象者を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社および親会社と利害関係のない第三者
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：2016年8月（予定）
- ⑧金銭を信託する日：2016年8月（予定）
- ⑨信託の期間：2016年8月（予定）から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

以上